

# 機材賃貸借約款

(賃貸人) 株式会社ピーエスケー (以下「甲」という。) と、(借借人) お客様 (以下「乙」という。) とは、甲が所有する建設用架設機材 (以下「本件機材」という。) を乙が賃借するに当たり、甲乙間の本件機材に係る継続的取引に関する基本的事項について、次のとおり定める。

## 第1条 (基本原則)

甲及び乙は、本契約に基づく本件機材に係る各取引を相互利益尊重の理念に基づき、信義誠実の原則に従って行うものとする。

## 第2条 (基本契約性)

本契約に規定する内容は、本契約に基づいて甲乙協議の上、甲乙間で成立する本件機材の賃貸借取引に関する個々の契約 (以下「個別契約」という。) に適用される。但し、個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは当該個別契約の定めが優先して適用される。

## 第3条 (個別契約の内容)

個別契約には、次の事項等を定めるものとする。

- (1) 本件機材の名称及び規格等
- (2) 本件機材の数量
- (3) 本件機材の賃借料、基本料、破損滅失料、修理料、保証金及び支払条件
- (4) 本件機材の設置 (使用) 場所及び設置 (使用) 現場名
- (5) 甲から乙への本件機材の引渡し予定日及び引渡し場所
- (6) 乙から甲への本件機材の返還予定日及び返還場所
- (7) その他必要な事項

## 第4条 (個別契約の成立)

個別契約は、甲と乙が、前条の内容を明記した契約書を締結したときに成立するものとする。但し、当事者間に異議がないときは、乙から甲に前条の内容を記した注文書を送付する (但し、前条の内容を記した電子メール又はファクシミリによる送信を含む。) ことにより発注し、これを受諾する旨の請書を甲から乙に交付する (但し、電子メール又はファクシミリによる送信を含む。) ことにより個別契約を成立させることができる。

#### 第5条（賃貸借期間）

本件機材の賃貸借期間は、甲から乙への本件機材の引渡日を起算日とし、乙から甲への本件機材の返還日迄とする。但し、本件機材の引渡し及び返還については、次条第1項及び第3項の定めるところによる。

#### 第6条（引渡し及び返還方法）

甲から乙への本件機材の引渡しは、原則として、甲の指定場所における積込渡しとする。但し、乙は、自己の指定する場所において、本件機材の引渡しを受けることもできるが、この場合は甲乙の指定場所間の運賃諸掛は乙の負担とする。

2. 乙は本件機材の受領と引換に、本件機材の受領書を甲に交付する。
3. 乙から甲への本件機材の返還は、甲の指定場所における持込み渡しとする。

#### 第7条（不可抗力免責）

地震・津波・豪雨・突風・竜巻・噴火等の天変地変、戦争、暴動、内乱、火災、停電、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関の途絶・通信回線の不通又は保管中の事故、甲の取引先の債務不履行、その他通常維持される注意又は予防方法を講じても避けることのできない事由により本契約及び個別契約の全部若しくは一部の履行の遅延又は引渡しの不能が生じた場合については、甲は責任を負わない。

#### 第8条（乙による検収）

乙は、第6条第1項による本件機材の引渡しを受けるに当たり、本件機材の受入検査を実施した上で、合格したもののみを受け入れる（以下「検収」という。）ものとする。乙は、受入検査の結果、本件機材の瑕疵又は数量不足を発見したときは、本件機材引渡後7日以内（同日を含む。）に甲に対し書面をもって通知しなければならないが、引渡後7日を経過しても乙から書面による通知が甲に到達しない場合には、甲は、引き渡した本件機材について検収が完了したものとみなすことができる。

2. 甲は、乙から前項の通知を受領した場合には、代替品の引渡しその他適切な対処をするものとする。
3. 甲は、受入検査の結果、数量過不足が発生したときは、超過分の引取り若しくは追加引渡しを行うものとする。
4. 甲は、乙による受入検査の結果に関し、疑義又は異議があるときは、遅滞なく乙にその旨申し出て、甲乙協議の上、解決するものとする。

#### 第9条（瑕疵担保責任）

第6条第1項により引き渡された本件機材に、前条による受入検査によって甲の責めによる瑕疵（但し、隠れたる瑕疵と否とを問わない。）があるときは、引渡後7日以内（同

日を含む。)に乙から甲に対して書面による通知がなされた場合に限り、甲は乙に対し、修理・部品の交換・代品交換に応じるものとし、その後に発見された本件機材の瑕疵については、一切の責任を負わないものとする。

#### 第 10 条 (危険負担)

甲から乙への引渡前に生じた本件機材の全部又は一部の滅失、毀損、変質その他の損害(但し、本件機材が原因となり発生した第三者に対する損害を含む。)は、乙の責に帰すべきものを除き、甲の負担とし、甲から乙への引渡後に生じたこれらの損害は、甲の責に帰すべきものを除き、乙の負担とするが、甲から乙へ本件機材引渡後 7 日を越えて生じたこれらの損害は、原因の如何を問わず、乙の負担とし、乙はその負担を甲に求償できないものとする。

#### 第 11 条 (本件機材の使用及び管理)

- 乙は、本件機材を本来の用法に従い、適正な使用基準に基づき使用しなければならない。
2. 乙は、善良な管理者の注意義務をもって本件機材を管理しなければならない。
  3. 乙は、本件機材を使用及び管理するに当たっては、官公庁等の規制及び指示を順守しなければならない。
  4. 乙は、本件機材の管理上、若しくは使用に起因する一切の人的又は物的損害について一切の責を負うとともに、甲に対しては何等の迷惑をかけないものとする。

#### 第 12 条 (甲による検収)

- 乙は、賃貸借期間終了に伴い本件機材を甲に返還する際は、甲の指定場所において甲乙の立合いの下、甲による本件機材の検収を受けなければならない。
2. 本件機材の整備・修理の要否及び可否については、甲の定める合理的基準により甲が判断するものとし、整備・修理等に要した費用は、乙の負担とする。
  3. 乙は、原因の如何を問わず、本件機材を破損又は滅失した場合は、別途甲の定めた対価を支払い弁償しなければならない。
  4. 乙は、本件機材の返還に際しては、甲より賃借したものを返還しなければならず、代替品の返還は、これを認めない。

#### 第 13 条 (本件機材の原状変更、点検、侵害行為)

乙は、甲の書面による承諾のない限り、個別契約で定める本件機材の設置場所又は使用場所を変更してはならず、また甲より引渡しを受けた本件機材の原状を変更してはならない。また、本件機材に付加された部品その他のものは、甲乙間において特に定めのない限り、すべて甲の所有に帰するものとする。

2. 甲は、いつでも本件機材の設置場所又は使用現場に立ち入り、本件機材を点検することができるものとする。
3. 甲は乙に対し、本件機材の設置又は使用状況の報告を求めることができ、乙は甲の求めに応じて報告する義務を負う。
4. 甲は、本件機材の賃貸借期間中、本件機材が甲の所有である旨の表示をすることができ、乙は同期間中、かかる表示を維持する義務を負う。
5. 乙は、第三者による強制執行、仮差押、仮処分等の保全手続の執行、滞納処分による差押等により占有の妨害がなされ、又はそのおそれがあるときは、当該第三者に対し、本件機材が甲の所有に属することを主張説明の上、甲のためにその権利の保全を図るほか、直ちにその旨甲に通知しなければならない。
6. 乙は、前項に定める占有侵害のおそれがある場合、及び第 18 条各号に該当する事由が生じた場合には、その旨を遅滞なく、甲に通知しなければならない。

#### 第 14 条（支払い）

本件機材の賃借料・基本料・破損滅失費・修理費等の価格は、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### 第 15 条（担保の提供）

甲が本契約に係る債権保全のため必要と認める場合には、乙は、甲の求めるところにより、賃借料その他本契約又は個別契約から生じる一切の債務の担保として、甲に対し、取引保証金を提供するものとする。

2. 前項の取引保証金には、利息を付さないものとする。
3. 甲は、乙が前条に規定する債務の履行を怠った場合には、当該債務に係る債権を甲の自働債権、甲の乙に対する取引保証金返還債務を受働債権として、これらを当然に相殺することとし、乙は本書をもって当該相殺について予め承諾する。

#### 第 16 条（秘密情報の取扱い）

甲及び乙は、本契約又は個別契約に基づいて相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨指定した情報（以下「秘密情報」という。）については、本契約又は個別契約の有効期間中はもとより、本契約及び個別契約が終了した後 10 年間、第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に入手した情報

(4) 本契約又は個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

(5) 相手方から次項に従った秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 甲及び乙は、秘密情報を相手方に提供する場合、秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記して行うものとする。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を受けなければならない。但し、法令に基づき若しくは権限のある官公署から開示の要求があった場合、若しくは本契約又は個別契約に基づく権利の実行に必要な範囲で税理士、公認会計士、弁護士その他の専門家に開示する場合はこの限りではない。
4. 甲及び乙は、第2項に基づき相手方より提供を受けた秘密情報について、本契約又は個別契約の目的の範囲でのみ使用し、複製、改変が必要な場合は、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。

#### 第17条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意を得ない限り、本契約又は個別契約上の地位を第三者に譲渡又は継承させてはならない。また、甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意を得ない限り、本契約又は個別契約から生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは担保の用に供し、若しくは本契約又は個別契約から生じる義務の全部又は一部を第三者に引き受けさせてはならない。

#### 第18条（契約解除）

甲及び乙は、相手方について次の各号の一にでも該当したときは、何らの催告又は自己の債務の履行提供をせずに、本契約及び個別契約に規定する存続条項を除き、本契約及び個別契約、若しくはいずれか一方の全部又は一部を直ちに解除することができる。

- (1) 第三者から差押・仮差押・仮処分、その他強制執行若しくは競売の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特別調停の申立をし、若しくはこれらの申立を受けたとき、又は、特定認証ADR手続に基づく事業再生手続の利用申請その他これに類する私的整理手続の申請をし、若しくはこれらに基づく一時停止の通知をしたとき。
- (3) 合併によらない解散決議のための手続を開始したとき。
- (4) 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形交換所から不渡処分若しくは取引停止処分を受けたとき（電子記録債権につき、不渡処分若しくは取引停止処分と同等の処分を受けたときを含む）。
- (5) 代表者の所在が不明になったとき。

- (6) 監督官庁より営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消の処分を受けたとき。
- (7) 資本の減少、主要な事業の譲渡、営業の廃止若しくは変更の決議をしたとき。
- (8) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (9) 乙が甲に対して負担する第 14 条の支払いを 1 回でも怠ったとき。
- (10) 乙が甲に対して負担する債務につき、1 ヶ月以上の支払期限猶予の要請をしたとき。
- (11) 本契約又は個別契約の円滑な履行が困難になったとき。
- (12) 第 21 条ないし第 23 条に反する行為（表明・確約違反も含む。）を行ったとき。
- (13) 前各号の他、信用不安が生じるなど債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

#### 第 19 条（期限の利益の喪失）

乙は、前条第 1 項各号の一に該当する事由が自己に生じたときは、相手方から何らの通知又は催告を受けることなく、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を失うものとし、その残債務の全額を直ちに支払うものとする。但し、第 15 条第 3 項の規定に基づく相殺の結果、なおも乙が甲に対して支払うべきものがある場合に限る。

- 2. 乙が前条第 1 項各号の一に該当し、甲が本契約及び個別契約を解除したときは、甲は何らの通知・催告を要することなく、甲が乙に引渡した本件機材を、乙の費用負担にて、設置場所又は使用場所から引き揚げるができるものとし、乙は本件機材の引き揚げについて最大限協力する義務を負う。また、本件機材の引き揚げに伴い、乙又は第三者に損害が生じた場合には、全て乙の責任においてこれを処理するものとし、甲はこれを賠償する責任を一切負わない。

#### 第 20 条（相殺）

甲は、甲の乙に対する債務（第 15 条に定める取引保証金返還債務を除く。）があるときは、当該債務と甲の乙に対する債権とを、その債権債務の弁済期のいかに関わらず、対当額にて相殺することができる。

- 2. 前項の相殺により、甲の乙に対する債権全額を消滅させることができないときは、甲は、自己の裁量により、その弁済の充当の順序・方法を定めることができ、乙は何らの異議を述べない。

#### 第 21 条（暴力団員等への非該当）

甲及び乙は、自ら又はその役職員が、次項に定める暴力団員等に該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約する。

- 2. 暴力団員等とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条

第1号に定義される。以下同じ。)を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

- (2) 暴力団員(暴力団の構成員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員(暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下「準構成員」という。)
- (4) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)
- (5) 総会屋等(総会屋、会社ゴロなど企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (7) 特殊知能暴力集団等((1)ないし(6)に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)

## 第22条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、自ら又はその役職員が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

## 第23条 (暴力的要求行為の禁止)

甲及び乙は、自ら(その役職員を含む。)又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、これを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

#### 第 24 条 (損害賠償)

甲又は乙は、第 18 条第 1 項各号に該当し、又は本契約若しくは個別契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、その損害の全てにつき責任を負う。

2. 乙が甲に対する債務の支払いを怠ったときは、乙は甲に対し、未払い金額につき、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

#### 第 25 条 (本契約又は個別契約の変更)

本契約又は個別契約の変更は、甲又は乙から書面をもって申し入れがあった場合、相互に協議・合意の上、これを変更することができるものとする。

#### 第 26 条 (有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から 1 年とする。但し、有効期間満了の 3 ヶ月前までに甲乙いずれからも本契約を更新しない旨の意思表示が無い場合、本契約の有効期間は同一条件にてさらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

#### 第 27 条 (存続条項)

本契約の規定に基づき、本契約が解除され又は終了する場合であっても、本条を含む第 6 条第 3 項 (引渡し及び返還方法)、第 9 条 (瑕疵担保責任)、第 10 条 (危険負担)、第 15 条第 3 項 (担保の提供)、第 16 条 (秘密情報の取扱い)、第 17 条 (権利義務の譲渡禁止)、第 20 条 (相殺)、第 24 条 (損害賠償)、第 28 条 (準拠法・専属的合意管轄)、第 29 条 (協議条項) は、本契約の解除又は終了後、10 年間は存続するものとする。

#### 第 28 条 (準拠法・専属的合意管轄)

本契約及び個別契約の有効性、解釈及び履行については、全て日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

2. 本契約及び個別契約に関連し若しくはこれに起因する一切の紛争について、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第 29 条（協議条項）

本契約又は個別契約に定め無き事項及び解釈上疑義が生じた事項については、甲乙が、誠意を持って協議し、これを解決するものとする。

以 上